

障がい児通所支援事業利用の手引き



和泉市 子育て支援室



障がい児通所支援について

障がい児通所支援とは

療育や訓練等が必要な児童が、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を受けられるものです。（家族の就労支援や一時的な休息を目的としていません。）

利用には市で発行される受給者証が必要です。

サービスの種類

サービス名	対象	サービス内容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います
居宅訪問型児童発達支援	未就学児	外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練等を行います
放課後等デイサービス	小学生以上	生活能力向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います
保育所等訪問支援	未就学児及び小学生以上	専門職員が学校等の児童が集団生活する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います

障がい児相談支援事業について

障がい福祉サービスや、障がい児通所支援事業を利用する際には、「サービス等利用計画」の作成が必要となります。この「サービス等利用計画」は、指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

相談支援専門員は、利用者に必要なサービスの情報提供・調整、サービス事業所との連絡調整を行い、一定期間ごとにモニタリングを行い、適切なサービスを受けられるように支援します。※計画作成にかかる費用は公費で負担します。

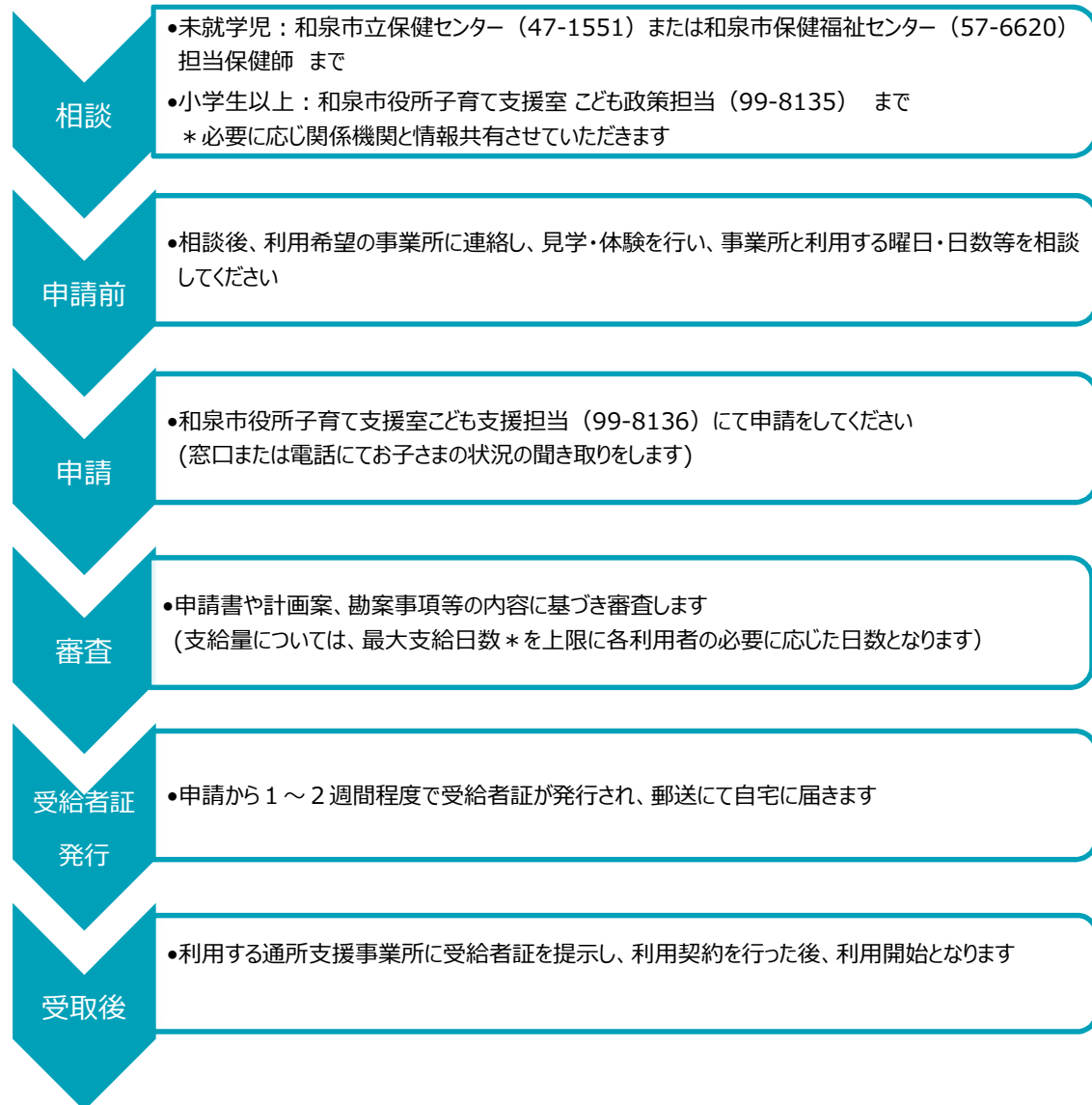
「サービス等利用計画」は保護者が作成することもできます（セルフプラン）。

申請の対象になる方

・療育手帳・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有する方

・医師の診断書等によって療育が必要であると認められる方

受給者証の新規申請について



最大支給日数について

和泉市では、一律の支給日数ではなく、次のように原則1ヶ月当たりの最大支給日数が定められています。

サービス名	支給日数
放課後等デイサービス	23 日/月
児童発達支援	14 日/月（児童発達支援センター毎日通所児童は 23 日/月）
保育所等訪問支援	2 日/月
居宅訪問型児童発達支援	9 日/月

・和泉市内の保育施設等で要支援児保育の対象となっている場合、保育を提供する時間に児童発達支援を利用する日数は週に2日までとなります。

→詳しくは、在園している保育施設等または和泉市役所こども未来室幼保育成担当（99-8164）までお問合せください。

申請時の持ち物

- ・申請者の本人確認書類
- ・療育手帳・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
- ・上記手帳等をお持ちでない場合、療育が必要と分かる医師の診断書またはそれに代わるもの（ご不明な場合はお問合せください）
（特別児童扶養手当の証書、保健（福祉）センターからの情報提供書、市内各学校が作成する個別の教育支援計画等）

利用者負担額について

利用者にはサービス利用にかかる費用の 1 割とおやつ代等の実費をお支払いいただきます。また利用者負担(1 割)は世帯ごとに負担していただく上限額が定められています。

区分	世帯の所得等の状況		負担上限額（月）
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得 1	市民税非課税世帯	障がい児の世帯の収入の年収が 80 万円以下	0 円
低所得 2		低所得 1 に該当しない方	0 円
一般 1	市民税課税世帯	市民税所得割額 28 万円未満	4,600 円
一般 2		市民税所得割額 28 万円以上	37,200 円

無償化について

- ・満3歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの3年間、障がい児通所支援等の利用者負担が軽減されます
- ・幼稚園・認定こども園等と併用する場合は両方とも無償化の対象になります

高額障害児通所給付費について

- ・世帯で同月に支払った負担額の合計が利用者負担上限月額を超えた場合に一部が還付されます
（同月に対象児が障がい福祉サービスを利用した場合や複数の世帯員でがサービスを利用した場合等）
*** 市役所にて還付の申請が必要です**

多子軽減について

- ・障がい児通所支援を利用している未就学の児童に兄・姉がいる世帯では、負担上限月額が軽減される場合があります
（条件によって所得制限があります）

よくあるご質問

◆利用できる事業所は和泉市内だけですか？

全国の事業所をご利用いただけます。

◆複数の事業所に通っても良いですか？

受給者証に記載されている利用日数内であれば、ご本人の必要性に応じて複数の事業所を利用することが可能です。
ただし、1日に利用できる事業所は1ヶ所のみです（2ヶ所利用した場合、自己負担となる可能性があります）。

◆事業所の空き状況は教えてもらえますか？

保護者の方が各事業所に連絡をとりご確認ください。

◆引越すことになったが、手続きは必要ですか？

和泉市内の引越し：記載内容について変更が必要です。和泉市役所子育て支援室までお手続きをお願いします。

和泉市外への引越し：引越し先で和泉市の通所受給者証を利用することはできません。手続きについては引越し先の市町村担当窓口までお問い合わせをお願いします。

◆利用している事業所を変更する場合、市に連絡は必要ですか？

保護者から市への連絡は必要ありません。通所している全ての事業所に連絡してください。

◆通所する事業所はどうやって探せば良いですか？

障がい児通所支援事業所は大阪府が指定しています。こちらを参考にしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/itiran.html>.

大阪府 事業所一覧 🔍

和泉市内の障がい福祉サービスについてはこちらから

障がい福祉サービスはココスルで検索!!

検索してみてね!!

<https://www.cocosulu.com/>



◎問い合わせ先

和泉市役所 子育て健康部 子育て支援室 こども支援担当

594-0071 和泉市府中町二丁目7番5号

TEL:0725-99-8136